

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します

## 環境関連法規制等の動き 2023年9月(2023.8.22~2023.9.15)

### 法令情報

#### 1. 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

＜政令第272号＞(2023.9.1公布、2024.4.1施行)

7月号の意見募集1が公布されました。温対法で規定される各温室効果ガスの地球温暖化係数が最新の科学的知見等を踏まえたものに変更され、都市ガス及び熱の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定に用いる係数を供給事業者ごとの係数とするほか、エネルギー使用以外の二酸化炭素排出量、メタン排出量等の算定対象活動を見直す改正等が行われました。

同法に基づき温室効果ガス排出量算定・報告を行う事業者に適用されます。

＜参考＞環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/press/press\\_02039.html](https://www.env.go.jp/press/press_02039.html)

＜参考＞電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195220066&Mode=1>

#### 2-1. 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 ＜政令第279号＞(2023.9.13公布、2024.4.1施行)

#### 2-2. 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 ＜同第280号＞(同上)

2022.6.17に公布された題記法の一部の施行日が2024.4.1に決まりました。今回施行されるのは、建築物省エネ法施行令の名称を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に変更する改正ほか、建築基準法施行令に係る内容(耐火建築物の壁の要件等)が改正されました。

当該建築物を建築する建設事業者等に適用されます。

＜参考＞国交省ホームページ [https://www.mlit.go.jp/report/press/house05\\_hh\\_000973.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000973.html)

#### 3-1. 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令＜政令第265号＞(2023.8.30公布、2025.4.1施行他)

#### 3-2. 労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を

改正する省令の一部を改正する省令 ＜厚生労働省令第108号＞(同上、同日施行)

4月号の意見募集1が公布されました。現在、令第18条及び令第18条の2に基づく“ラベル表示・SDS 交付等の義務対象物質”は、個々の物質名を列挙する形で規定されていますが、対象物質の性質や基準を包括的に示し、規制対象の外枠を規定する方法へ変更されました(施行は2025年)。また、規定方法の変更により酸化アルミニウム等7物質が同対象物質から除外されました。(同日施行)

当該物質を譲渡・提供等を行う事業者等に適用されます。

＜参考＞電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495230075&Mode=1>

#### 4. 石綿障害予防規則の一部を改正する省令＜厚生労働省令第105号＞(2023.8.29公布、2024.4.1施行)

石綿含入成形品等の除去並びに石綿等の切断等の作業等において、実施が義務付けられる措置として新たに「除じん性能を有する電動工具を使用すること」及び「石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずること」が追加されました。また、作業を委託する場合、上記を委託業者へ周知することが義務化されました。

当該作業を行う事業者等に適用されます。

＜参考＞電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495230076&Mode=1>

＜参考＞厚労省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/content/001139572.pdf>

法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>

## **一般情報**

### **1. 製品・サービスのカーボンフットプリント(CFP)に係るモデル事業への参加企業決定について**

(2023. 8. 24 環境省)

環境省は、今年5月に公表した CFP 実践ガイドを参照しながら、消費者が脱炭素に貢献する製品・サービスを選択できる社会の実現に向けて、CFP の算定・表示を通じた排出削減の取組とビジネス成長を両立させる、先進的なロールモデルとなる企業の創出を目指しています。今回モデル事業への参加企業が決定しました。参加企業は、自社製品・サービスの CFP の算定、削減目標・削減対策の検討、消費者への表示(見える化)を実施していきます。

〈参考〉環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/press/press\\_02014.html](https://www.env.go.jp/press/press_02014.html)

### **2. 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について** (2023. 9. 4 環境省)

東芝環境ソリューション株式会社の全国4か所の廃 PCB 等の分解施設及び PCB 汚染物の洗浄施設が、廃棄物処理法に基づく低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理施設の認定を受けました。

〈参考〉環境省ホームページ [https://www.env.go.jp/press/106098\\_00005.html](https://www.env.go.jp/press/106098_00005.html)

## **意見募集情報**

### **1. 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」に対する**

**意見募集(パブリックコメント)について** (2023. 9. 15 厚労省)

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約締約国会議において、「ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及びPFHxS関連物質」を、新たに廃絶対象物質とすることが決定しました。これを受け、化審法においてPFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩を第一種特定化学物質に指定、並びに使用されている製品を輸入禁止製品に指定する改正が行われます。厚労省は、2023. 10. 14まで意見募集を行っています。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595123070&Mode=0>

### **2. 「労働安全衛生法施行令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準**

**(案)」に関する意見募集について** (2023. 9. 5 厚労省)

上記法令情報3の改正政令において、“ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質”を含有する製剤その他の物のうち、その含有量が基準未満であるものについては、同義務対象物質から除外されることとされました。今回、当該物質の含有量の基準(裾切値)が定められます。厚労省は、2023. 10. 4まで意見募集を行っています。なお、施行は2025年を予定しています。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495230147&Mode=0>

以 上